
広報、社内広報担当者が知っておかなければならない 著作権、肖像権等の基礎知識セミナー

近年、出版物や音楽、美術などについての著作権、肖像権などの侵害を巡る紛争が後を絶たず、裁判にまで発展してしまうケースやインターネット上で「炎上」するケースが増えています。こうした中、企業の広報、社内広報担当者も、社内報や印刷物などのコンテンツ、イントラネット社内報やホームページの制作業務などで、他人の権利を侵害しないよう、著作権や肖像権などについての基礎知識を持つことは、もはや必須といえます。

そこで、今回のセミナーでは、著作権、肖像権などの知的財産法全般に詳しく、年初に刊行された「はじめての著作権法」(日経文庫)も分かりやすいと好評の森・濱田松本法律事務所の池村聡弁護士に、企業の広報担当者が知っておかなければならない著作権、肖像権などの基礎知識や参考になる各種トラブル事例等について、豊富な具体例とともに分かりやすく解説をいただきます。この機会にぜひご参加ください。

- ◆日 時:2018年12月13日(木) 14:00~17:00
- ◆場 所:経団連会館 507号室 (裏面地図参照)
- ◆講 師:森・濱田松本法律事務所 池村聡弁護士
- ◆プログラム(予定)



1. 広報、社内広報活動と著作権、肖像権等との密接な関係
2. 著作権、肖像権等の基礎の基礎
 - ー 広報、社内広報における利用を念頭に置いてー
3. 著作権、肖像権等を巡る最新トラブル事例、そこから得られる教訓
 - ー 広報、社内広報において気を付けるべきポイントは？
4. 質疑応答

- ◆参加費: 一般 37,800円 (35,000円+消費税 2,800円)
社内広報センター会員 24,840円 (23,000円+消費税 1,840円)

- ◆申込方法: 裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、ファクシミリ(03-6741-0051)にてお申し込みください。下記のホームページからもお申し込みいただけます。
申込書を受領し次第、参加証と請求書を発送いたします。

- ◆締 切: 2018年12月6日(木)

12月7日以降のキャンセルは参加費の50%、12日以降は全額申し受けます。

経団連事業サービス 社内広報センター

〒100-8187 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 19階
TEL 03-6741-0048 FAX 03-6741-0051

<http://www.keidanren-jigyoservice.or.jp/>

著作権、肖像権等の基礎知識セミナー申込書

フリガナ 会社名			
部署名 ／ 役職名	区分	センター会員 一 般 (いずれかに○)	
フリガナ 氏名			
所在地	〒 -		
TEL	()	FAX	()
メール アドレス	* 社内広報センターや経団連事業サービス主催のセミナーや発行図書等のご案内（HP新着案内）を メールでお送りしてよろしいですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (該当する方にチェックをお願いします)		
備考	講師への質問がありましたらお書きください。		

個人情報につきましては、当法人の個人情報保護規程等に基づき、安全かつ適正に管理させていただきます



【経団連会館アクセス】

東京メトロ 大手町駅下車

地下鉄千代田線 大手町駅より徒歩1分